

ドメスティック・バイオレンス行為（DV行為）の関係法規に 関するレポート（サウス・カロライナ州）

概要

サウス・カロライナ州では、ドメスティック・バイオレンス（DV行為）に関する法律は州法規（SC Code Ann）20-4-10（以下、DV法）以下に Domestic Abuse と規定されています。同法規では、特定の犯罪行為（または不法行為）が夫婦、親子、同居カップル間で発生した場合をDV行為として定義しているほか、保護命令（Order of Protection）をはじめとする民事上の救済が規定されています。

DV行為で被害を受けた場合、被害者は民事上の手続きで保護命令により、加害者のDV行為をやめさせることが出来ます。保護命令は、6ヶ月から1年間有効ですが、延長可能です。

*民事裁判と刑事裁判の違いについて

法律制度は、大きく民事法と刑事法の2つに分けられます。DVのケースでは、民事法と刑事法という2つの性質の違う法律で、同じDV行為に対しての法的措置を同時に求めることも可能です。DVの危険から最大限に身の安全を守るため、状況によっては、両方の法律を利用することが最善策というケースもあるでしょう。民事法と刑事法の一番大きな違いは、各法的措置の申立人（被害者または検察）の違いにあります。

➤ 民事法のシステム－DV行為からの保護－

民事法のシステムでは申立人（Petitioner/Plaintiff）は、被害者（Victim）、又は、先に申し立てを行った申請者です。よって、民事法上の保護命令取得のためには、被害者が直接裁判所へ出向き、法的保護を求める保護命令陳述書の申し立てを行う必要があります。保護命令発令後、加害者が命令内容に違反した場合には、加害者が逮捕されることもありますが、基本的に、民事法制度では、申立人は、DVの行為に及んだ加害者の逮捕、又は、懲役などの刑罰を与えることを裁判所に求めるわけではありません。サウス・カロライナでは Family Court と呼ばれる裁判所で保護命令の手続きがなされます。*

*SC Code Ann § 20-4-30

➤ 刑事法のシステム－DV加害者を処罰する－

一方、刑事法のシステムでは、検察局（District Attorney's Office）が申立人となります。刑事裁判所では、ハラスメント、暴行、殺人、強盗等の刑法に違反する犯罪行為が扱われます。また、民事上の命令であるDVの保護命令に違反した場合、刑事法によって罰せられます。刑事告訴の中では、加害者の処罰も求められます。刑事法制度では、検察官（Prosecutor、又は、地方検事 District Attorneyとも呼ばれる）がケ

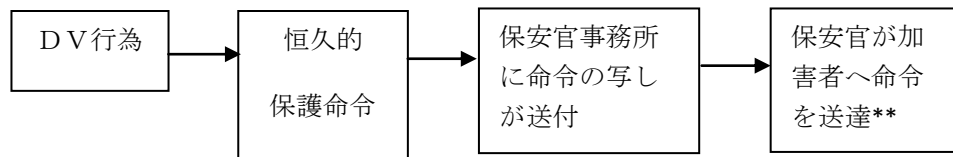
一スの進行に関する主導権・決定権を持ち、刑事裁判を続行するかどうかの判断権も持ちます。刑事裁判では、州・地方自治体が、加害者に対する刑事裁判の申し立てを行います。もし、被害者が、加害者の告発 (press charges) を希望しない場合、検察官は、刑事告訴を取り下げる判断をする可能性もありますが、かならずしもそうではありません。検察官は、被害者がそう希望しない場合でも、加害者に対する刑事告訴を取り下げず、裁判を続行することもあります。また、その際、被害者に対して召喚状 (Summons = 特定の人に対し、裁判所へ出頭し、証言することを命じる裁判所の命令書) を発し、証言人として出廷させる可能性もあります。裁判所は Circuit Court が管轄します。

保護命令とは？

保護命令とは、DV行為や犯罪行為の被害者が、加害者から、身体的、又は、精神的な危害を受け続ける恐れのあるとき、裁判所が発行する法的保護措置のことを指します。サウスカロライナでは、保護命令は、Order of Protection と呼ばれています。*

*SC Code Ann §20-4-20

保護命令の手続きの流れは次の図のとおりです。*



☆ 州内各所に所在する Family Court と呼ばれる裁判所に申請

*SC Code Ann §2-4-40, §2-4-60

** または郵送。SC Code Ann §20-4-80, “Summary Court Judges Bench Book“

<http://www.judicial.state.sc.us/summaryCourtBenchBook/indexCivil.cfm>

➤ **DV法上のDV行為の定義：**

保護命令を申請する際、加害者（abuser）が、申請者と下記の関係にある場合、Family Court にて、保護命令 Protective Orderを求めることになります。DV行為であるかどうかは、①加害者と被害者との関係が該当するか、②行為自体が該当するかをチェックします。＊

（加害者、被害者の関係が該当しなくとも、民事上、刑事上の救済はありますが、DV法の対象外となります。）

チェック項目 1：加害者と被害者との関係が該当するか？

被害者と加害者の関係が次に該当するかチェックします。

- ・ 現在の配偶者、または元配偶者
- ・ 同一の子供の親（婚姻関係は関係ない）
- ・ 異性の同居人（過去の同居人も含む。）

該当する場合には次のチェック項目に進んでください。該当しない場合には、DV法は適用されません。

（これらの関係に当てはまらない場合でも、サウス・カロライナでは SC Code Ann 16-3-1770(B) に基づいて虐待、ハラスメント、ストーキング行為に対し保護命令を請求できます。）

チェック項目 2：行為が該当するか？

サウス・カロライナでは、次の行為がDV行為として規定されています。

- ・ 暴行またはそうすると脅す行為
- ・ 傷害行為
- ・ 暴行の危険性を抱かせる行為
- ・ レイプまたは他の性的犯罪行為

*SC Code Ann §20-4-20

*上記のDV行為の定義の詳細については、下記のウェブサイトをご覧ください。

http://womenslaw.org/laws_state_type.php?id=584&state_code=SC#content-4237

私はDV被害者？

以上がDV行為の定義ですが、DV行為に当てはまるかどうかについては以下のチェック・リストで確かめ、該当する場合に周りの方やシェルター・サービスに相談してください。（www.womenslaw.org “Am I Being Abused?” より）

あなたのパートナーの行為が以下の行為をしますか？

- ___ あなたの友人、家族の前で恥をかかせる行為
- ___ あなたの成し遂げた成果、目標を低く評価する行為
- ___ あなたは何も決断できないと感じさせる行為
- ___ あなたを脅すことにより服従させる行為
- ___ あなたにパートナーがいなければ何もできないと言う
- ___ あなたを乱暴に接する行為（つかむ、押す、つねる、たたくなど）
- ___ 一日も何回も電話やテキストメッセージ、Eメールを使いまたは、実際に赴いて、あなたがパートナーに伝えたとおりの場所にいるかどうか確認する行為
- ___ あなたに対する虐待行為をアルコールやドラッグのせいにする行為
- ___ 虐待行為の原因をあなたとする行為
- ___ あなたの意に反して性的な行為を強要する行為
- ___ あなたに対し、関係から逃げ出すことができないと思わせる行為
- ___ あなたに対し、家族や友人と会うなど、あなたがやりたいことをさせない行為
- ___ ケンカの後、あなたが立ち去ろうとしたり外出したりすることを妨害したり、またはパートナー自身があなたをどこかに置き去りにしようとする行為

あなた自身が以下の項目に該当しますか？

- ___ 時おりパートナーの行為に恐怖を感じる。
- ___ パートナーの行為に対して周囲の人々に言い訳をすることが多い。
- ___ あなた自身を変えることによってパートナーを変えることができている。
- ___ ケンカやパートナーがおこりそうなことをしないようにしている。
- ___ いつも自分がしたいことではなく、パートナーがあなたにして欲しいことをしている。
- ___ 別れるとパートナーが何をするかわからないと恐れており、それが理由で一緒にいる。

http://womenslaw.org/simple.php?sitemap_id=38

保護命令の種類と有効期間について

サウス・カロライナ州で発行される保護命令は **Order of Protection** と呼ばれます。裁判所が時間外で閉まっている場合で、緊急を要する場合には **Magistrate** とよばれる職員が代わりに保護命令を発効します。裁判所の書記官 (**Court Clerk**) または **Magistrate** は書式を D V 被害者に提供するすることになっております。*

*SC Code Ann §20-4-40(e)

➤ 緊急保護命令 **Order of Protection** *

D V 行為を受ける危険性がある場合、裁判所で暫定的保護命令の申請をすることができます。裁判所が時間内で開いている場合には、**Court Clerk** に、裁判所がしまっている場合には、**Magistrate** に申請をします。申請書は、**Court Clerk** または **Magistrate** から入手できます。

保護命令のための裁判は、申請から5日から15日の間に行われます。但し、緊急を要する場合には、24時間以内に裁判が行われます。但し、D V 加害者である相手方 (**Respondent**) に通知がなされない限り、裁判は行われません。

保護命令は、最低6ヶ月から1年で、更新可能です。

加害者に対し命令できる事項：

D V 行為の禁止、被害者との連絡禁止及び連絡を取ろうとする行為の禁止、被害者の住居・職場・授業を受ける場所に入る行為及び入ろうとする行為の禁止**

なお、申請は次のカウンティにて行うことができます。***

- ① D V 行為が起きた場所
- ② D V 被害者 (**Petitioner**) の住む場所、またはかくまわれているシェルターのある場所 (被害者が州内に住む場合)
- ③ D V 加害者の住む場所 (加害者が州内に住む場合)
- ④ 両当事者が住んでいた場所

*SC Code Ann §20-4-60(A)

** SC Code Ann §20-4-60(A), 但し **Magistrate** による暫定的保護命令の場合は D V 行為の禁止のみが対象となります。SC Code Ann §20-4-30(A)

***SC Code Ann §20-4-30(B)

➤ 命令違反の場合 **Enforcement of Orders**

暫定的保護命令、恒久的保護命令に明記されている内容に加害者が従わなかった場合、被害者が警察に通報すれば、加害者の逮捕に至る可能性があります。*

* 参考 SC Code Ann §20-4-60

<おことわり>

ここに記載されている各法的措置の資料内容は、下記のウェブサイトに記載されている法律情報のもとにそれぞれの項目の概要をまとめ、日本語に翻訳されたものであり、法律のアドバイスではありません。また、将来、法の改正により、法的オプションやシステムが変化する可能性も予想されますので、それぞれのケースは専門の弁護士にご相談下さい。

参考ウェブサイト：<http://www.womenslaw.org>